

平成26年3月31日(月)
国土交通省 関東地方整備局 河川部

記者発表資料

**関東初！ 22団体の新しい『河川協力団体』が指定されました
～動き出す！河川協力団体制度 河川管理の充実を図ります～**

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、関東地方整備局では、平成25年12月から河川協力団体を募集しました。

今回ご応募いただいた団体について審査した結果、平成26年3月26日付けで関東地方整備局管内において22団体が、関東初の河川協力団体に指定されましたので、お知らせします。

1. 関東初！『河川協力団体』として、22団体が指定されました

◆関東地方整備局管内で、国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)で活動する河川協力団体として、22団体が指定されました。

○資料1 河川協力団体の指定一覧表

2. 『河川協力団体』の自発的な活動を応援します。

◆河川協力団体は、活動実施計画に基づき、河川協力団体としての活動を行うことができます。

◆河川管理者は、これらの活動を行う河川協力団体に対して、必要な情報の提供、許可などの特例等により支援します。

◆河川協力団体制度により、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図ります。

○資料2(参考) リーフレット「河川協力団体制度の創設」

◎ 『河川協力団体』制度について、詳しくは・・・

→ 河川協力団体のポータルサイトをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html> 【国土交通省ホームページ】

発表記者クラブ

- 茨城県政記者クラブ ○土浦記者クラブ ○鹿島記者クラブ
- 栃木県政記者クラブ ○刀水クラブ・テレビ記者会
- 高崎記者クラブ ○埼玉県政記者クラブ ○川越新聞記者会
- 川口市記者クラブ ○秩父記者クラブ ○千葉県政記者会
- 成田記者クラブ ○東京都庁記者クラブ ○竹芝記者クラブ
- 神奈川県政記者クラブ ○神奈川建設記者会 ○厚木記者クラブ
- 山梨県政記者クラブ ○静岡県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省	関東地方整備局	河川部		
河川環境課	課長	とくみち 徳道	しゅうじ 修二	内線3651
	建設専門官	かいづ 海津	よしかず 義和	内線3656
電話:	048-601-3151(大代表)			
F A X:	048-600-1379(河川環境課)			
夜間直通:	048-600-1336(河川環境課)			

河川協力団体の指定一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(関東地方整備局) 第1号	平成26年3月26日	一般財団法人渡良瀬遊水地 地アクリメーション振興財団	栃木県栃木市藤岡町藤岡 1778
国(関東地方整備局) 第2号	平成26年3月26日	公益財団法人ハーモニイセ ンター	東京都渋谷区代々木神園 町3-1 国立オリンピック記 念青少年総合センター内
国(関東地方整備局) 第3号※	平成26年3月26日	特定非営利活動法人川に学 ぶ体験活動協議会	東京都台東区谷中3-6-16 大輪ビル3F A室
国(関東地方整備局) 第4号	平成26年3月26日	水の郷さわら、川の駅ガイド 会	千葉県香取市佐原イ4051-3
国(関東地方整備局) 第5号	平成26年3月26日	一般社団法人霞ヶ浦市民協 会	茨城県土浦市川口二丁目 13番6号
国(関東地方整備局) 第6号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人水辺 基盤協会	茨城県稲敷郡美浦村舟子 23
国(関東地方整備局) 第7号	平成26年3月26日	川づくりネットワークきりゅう	群馬県桐生市菱町2-1730
国(関東地方整備局) 第8号	平成26年3月26日	高麗川ふるさとの会	埼玉県坂戸市千代田1-1-1
国(関東地方整備局) 第9号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人荒川 の自然を守る会	埼玉県上尾市大字平方 1334番地1
国(関東地方整備局) 第10号	平成26年3月26日	比企の川づくり協議会	埼玉県東松山市五領町12- 22
国(関東地方整備局) 第11号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人あらか わ学会	東京都北区志茂1-23-4
国(関東地方整備局) 第12号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人荒川ク リーンエイド・フォーラム	東京都江戸川区東小松川 3-35-13-204
国(関東地方整備局) 第13号※	平成26年3月26日	特定非営利活動法人川に学 ぶ体験活動協議会	東京都台東区谷中3-6-16 大輪ビル3F A室
国(関東地方整備局) 第14号	平成26年3月26日	公益財団法人河川財団	東京都中央区日本橋小伝 馬町11番9号
国(関東地方整備局) 第15号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人自然 環境アカデミー	東京都福生市大字熊川378 番地5

河川協力団体の指定一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(関東地方整備局) 第16号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人多摩川センター	東京都渋谷区神宮前一丁目20番14号神宮村301
国(関東地方整備局) 第17号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク	神奈川県横浜市港北区綱島西二丁目19-1レーベンス綱島西Ⅱ-A
国(関東地方整備局) 第18号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人とどろき水辺	神奈川県川崎市幸区小向西町3-64
国(関東地方整備局) 第19号	平成26年3月26日	茨城生物の会	茨城県水戸市天王町1-9
国(関東地方整備局) 第20号	平成26年3月26日	かなな倶楽部	群馬県藤岡市浄法寺898
国(関東地方整備局) 第21号	平成26年3月26日	Yamanashiみずネット	山梨県甲府市武田4-3-11山梨大学医学工学総合研究部附属国際流域環境研究センター 風間研究室気付
国(関東地方整備局) 第22号	平成26年3月26日	社団法人山梨県河川防災センター	山梨県甲府市湯村1丁目8-23
国(関東地方整備局) 第23号	平成26年3月26日	富士川ファンクラブ	山梨県甲府市羽黒町314

※ 国(関東地方整備局)第3号と国(関東地方整備局)第13号は同一の団体ですが、活動する水系が異なり、当該河川を管理する担当事務所が異なるため、上表は23件の指定になります。

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

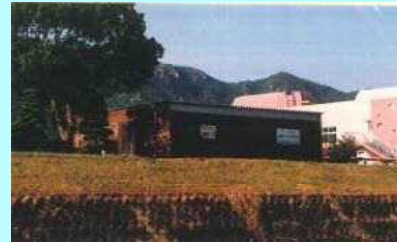
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等*について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

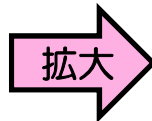


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）